## 広陵学園に対する寄附金の税制上の優遇措置について

広陵学園への個人からの御寄附については **1** 所得税の控除

**② 住民税の控除** を受けることができます。

● 所得税の控除

「税額控除制度」又は「所得税控除制度」のいず れかを選択することができます。

A 税額控除制度



寄附金額が年間2千円を超える場合には、その超 えた金額の40%に相当する額が当該年の所得税額 から控除されます。(所得税額の25%が上限)

B 所得控除制度



寄附金額から年間2千円を差引いた額が所得金額 から控除されます。

(寄附金額は所得の40%が限度)

A 税額控除制度 は、所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、多くの場合に おいて、所得控除制度と比較して減税効果が大きくなります。

「A 税額控除制度」を選択した場合

(寄附金額 -2,000円)  $\times 40\%$  = 所得税控除額

② 住民税の控除



御寄附された翌年の1月1日の御住所が**広島県内**であれ ば「広島県個人県民税」、更に広島市内であれば「広島 市個人市民税 | の控除が受けれます。

住民税の控除額

(寄附金額 -2.000円)  $\times$  住民税控除率 = 住民税控除額

寄附控除率 【広島市内在住】「広島県民税」~ 2% 「広島市民税」~ 8%

【広島市外在住】「広島県民税」~ 4%

## < 具体的な寄附例 > 課税所得金額が1千万円以下の場合

寄附金額	5千円	1万円	5 万円	10万円
所得税控除額	1,200	3,200	19,200	39,200
住民税控除額	300	800	4,800	9,800
合 計	1,500	4,000	24,000	49,000
実質負担率	70 %	60 %	52 %	51 %

(注1) 所得額控除額の算定は、税額控除制度を適用しています。

## < 寄附金控除の手続き > 寄附金控除には確定申告が必要です。

寄附金控除を受けるには、御寄附された翌年の確定申告期間中に所轄税務署 で確定申告を行ってください。確定申告時には次の書類を御用意ください。

[ 入金の確認ができ次第、確定申告に必要な次の書類をお送りいたします。 ]

- ① 寄附受領証 ② 特定公益増進法人であることの証明書(写)
- ③ 税額控除に係る証明書(写)